

前橋市一般職の職員の給与に関する条例及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正について（議案第154号）

職員課

1 改正の理由

国の職員に準じ、本市一般職の職員及び一般職の任期付職員の給与を改める。

2 主な内容

(1) 前橋市一般職の職員の給与に関する条例関係

ア 一般職の職員の給料表の改正

行政職給料表、消防職給料表及び医療職給料表を改める。

行政職給料表適用者の場合（平均給料月額）

現 行	改 正 案	改 定 幅	改 定 率
325,222円	325,887円	665円	0.2%

イ 一般職の職員の勤勉手当の改正

(ア) 第1条関係

平成28年12月期の勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区 分	現 行	第1条関係改正案	改 定 幅
一 般 職 員	0.8月	0.9月	0.1月
特 定 幹 部 職 員	1月	1.1月	0.1月

(イ) 第2条関係

平成29年6月以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区 分	第1条関係改正後（6月期は現行）	第2条関係改正案	改 定 幅
一 般 職 員	6月期	0.8月	0.05月

	1 2月期	0. 9月	0. 8 5月	△0. 0 5月
特定幹部職員	6月期	1月	1. 0 5月	0. 0 5月
	1 2月期	1. 1月	1. 0 5月	△0. 0 5月

ウ 扶養手当の改正

(ア) 配偶者に係る扶養手当の月額を6, 500円（現行1万3, 000円）に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を1万円（現行6, 500円）に引き上げる。

(イ) (ア)にかかわらず、行政職給料表適用者で職務の級が8級及び9級の職員（これらに相当する職務の級の職員を含む。）に係る子以外の扶養親族に係る扶養手当については、8級の職員にあっては月額3, 500円とし、9級の職員にあっては支給しないこととする。

(ウ) 扶養手当の改正を平成31年度まで段階的に実施するための経過措置を設ける。

(2) 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例関係

ア 特定任期付職員の給料表の改正

（給料月額）

号給	現 行	改 正 案	改 定 幅
1	371, 000円	372, 000円	1, 000円
2	419, 000円	420, 000円	1, 000円
3	471, 000円	471, 000円	0円
4	532, 000円	532, 000円	0円
5	607, 000円	607, 000円	0円
6	709, 000円	709, 000円	0円
7	829, 000円	829, 000円	0円

イ 特定任期付職員の期末手当の改正

(ア) 第3条関係

平成28年12月期の期末手当の支給月数を次のとおり改める。

現 行	第 3 条関係改正案	改 定 幅
1. 5 7 5 月	1. 6 7 5 月	0. 1 月

(イ) 第 4 条関係

平成 2 9 年 6 月以降の 6 月期及び 1 2 月期の期末手当の支給月数を次のとおり改める。

区分	第 3 条関係改正後 (6 月期は現行)	第 4 条関係改正案	改 定 幅
6 月期	1. 5 7 5 月	1. 6 2 5 月	0. 0 5 月
1 2 月期	1. 6 7 5 月	1. 6 2 5 月	△ 0. 0 5 月

3 施行期日

公布の日（ただし、2 の(1)のイの(イ)及びウ並びに 2 の(2)のイの(イ)については、平成 2 9 年 4 月 1 日)